

議案 第39号 平成30年度大府市一般会計補正予算(第一号)について 反対討論

今回の補正予算の中には、「生活保護電算システム改修委託料」が上がっています。これは今年10月から行われます、生活保護費の引き下げを行うためのシステム改修代297万円が含まれることから補正予算に反対するものです。

国は、生活保護利用世帯の7割が食費や光熱費など、日常の生活費にあてている「生活扶助費」を最大で5%削減することを決めています。大府市もこれにそって、2018年10月から2020年10月まで、3年かけて減額する計画です。

今回の法改正は確かに複雑ではありますが、明らかに生きていくための最低限の生活を引き下げる制度改正となる、生活保護費の減額です。にもかかわらず、厚生文教委員会での影響額などについての質問に対して、「影響はない」、「変わらない」という旨の大府市の答弁は、ギリギリの生活をしている生活保護世帯に対して大変無責任な答弁であります。

厚生労働省は、3年かけて国費を約160億円削減するとしています。

これは生活保護世帯への支給額が減ることにつながります。

都市部では子どもの多い世帯ほど削減幅が大きくなり、

夫婦と子ども一人で年3万6千円、夫婦と子ども二人世帯では年10万8千円もへるとの試算も出ています。

新たに、高校生の子どもの持つ世帯に、児童扶養加算が1万円つきますが、3歳未満は1万5千円から5千円引き下げられることとなります。母子加算については現在の月平均2万1千円から1万7千円へ、4千円の引き下げとなります。子どもと過ごす時間を減らし、食費を減らすのか、ダブルワーク、トリプルワークでさらに、身を削るのか、一人親世帯を苦しめる内容であります。学校外活動に対する支援に加算される、「学習支援費について」は用途をクラブ活動に限定し、定額支給が、領収書による実費申請を行う「実費支給」に変わります。

大府市では生活保護世帯の半分が高齢者です。生活の基礎となる生活扶助費が5%減らされれば、受け取る生活保護費が減るのは明らかです。

生活保護を減らしていくということは、生活保護受給者だけの問題ではありません。生活保護は受けていないが、ギリギリの生活をしている国民、市民の社会保障制度、例えば就学援助制度の対象であった世帯が対象から外れる場合もあります。生活保護を基準に決められている保育料や介護保険料、最低賃金などに影響をおよぼし、多くの国民市民の生活悪化につながります。

そのため、生活保護受給者の保護費を減らすためのシステム改修費が含まれる、今回の補正予算について賛同することができません。

最後に

10款 教育費 北山小学校の駐車場整備について 意見を申し上げます。

今回は北山小学校の給食室の建て替えにともない、駐車場の確保をし、整備するものです。大府市として関わる施設整備については、雨水の貯留施設が計画されているとは思いますが、駐車場整備にあたって、積極的な雨水対策の検討を行うことを意見とし、討論といたします。

以上

議案第 36 号 大府市税条例等の一部改正について 反対討論

<個人市民税について>

働き方改革によって、税の収入を増やすのが目的の議案であります。つまり、市民の税金が上がるという内容であるため、反対するものです。

平成 30 年度分から、障がい者、未成年者等の非課税措置の所得要件の引き上げで、現在の「125 万円以下」→「135 万円以下」に引き上げます。これまで配偶者の扶養の範囲で抑えていた、労働時間をのばしていこうという、国の働き方改革の一つであります。

所得要件の引き上げだけであれば、減税となる世帯が増えますが、所得割・均等割の非課税限度額の基準に 10 万円を加算します。つまり、これまでと収入は変わらない年金世帯でも 10 万円収入が増えたこととみなして税金の計算がされますので、増税となる場合があります。

22 歳以下の子どもや障がい者がいる世帯には配慮され、年収 850 万円以下のサラリーマンの税負担の影響はないということですが、850 万円をこえる収入のある単身者や夫婦のみの世帯や、年金収入が 1000 万円をこえるかた、高額副収入がある方は増税になります。

減税となる自営業者や増税とならない会社員でも、総所得金額が増えることになりますので、これまで受けられていた手当が受けられなくなるなど、社会保障制度等の給付や負担の不利益が出てくるのが考えられます。

国は、保育料の減免など影響が出る国の制度については「できる限り、その影響が及ばないように対応する」としてはいますが、自治体が行っている就学援助などは「国の取り組みを説明し、その趣旨を理解したうえで各自治体で判断するよう依頼」しているため、より配慮が必要な改正であります。